

医療法人 昭圭会 一般事業主行動計画

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画

※「次世代育成支援対策推進法」とは…次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責任を明らかにし、平成17年から施行されている法律です。

★職員が仕事と生活の調和を図り働きやすい環境をつくることで、全ての従業員従業員が能力を発揮できるようにするため、次の行動計画を策定します。

計画期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間
------	--------------------------

目標1	計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上に向上又は維持する ◆男性職員の取得率 … 30%以上 ◆女性職員の取得率 … 80%以上
対策	・男性の育児休暇が可能なことの周知を、院内掲示や対象者への個別に情報提供を行うことで、積極的な取得を促す。 ・2025年4月から創設された出生後休業支援給付金といった新制度の理解と周知を図る ・女性の育児休業の取得率の維持

目標2	従業員(常勤)の月平均残業時間を下記の通りとする。 ◆月平均残業時間 … 20時間以内
対策	・時間外労働の状況について、毎月の平均時間の確認を行う。 ・時間外労働の多い部署や職員に対し、削減に向けての検討・取り組みを行う。